

(3) 年金総額

ア 平成18年度末の状況

平成18年度末の年金総額（受給権者の年金額の総額）は、厚生年金25兆6,032億円、国共済1兆7,634億円、地共済4兆5,785億円、私学共済2,888億円、国民年金16兆1,000億円（新法基礎年金と旧法国民年金）であった（図表2-3-10）。国民年金の16兆1,000億円には、旧法被用者年金の基礎年金相当分（旧法年金のいわゆる1階部分）は含まれない。公的年金制度全体で48兆3,339億円である。

図表2-3-10 年金種別別にみた年金総額 —平成18年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金		公的年金制度全体
						新法基礎年金と旧法国民年金		
受給権者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	256,032	17,634	45,785	2,888	322,340	161,000	483,339	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	182,849	13,351	36,137	1,911	234,249	140,499	374,748
	通老・通退相当	22,903	294	706	573	24,476	3,054	27,530
障害年金	4,311	188	575	24	5,098	15,045	20,143	
遺族年金	45,970	3,795	8,367	380	58,511	2,401	60,912	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	71.4	75.7	78.9	66.2	72.7	87.3	77.5
	通老・通退相当	8.9	1.7	1.5	19.8	7.6	1.9	5.7
障害年金	1.7	1.1	1.3	0.8	1.6	9.3	4.2	
遺族年金	18.0	21.5	18.3	13.2	18.2	1.5	12.6	
受給者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	242,932	17,200	44,457	2,588	307,178	158,168	465,346	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	174,249	13,056	35,342	1,650	224,298	139,706	364,004
	通老・通退相当	21,277	283	680	538	22,779	3,044	25,823
障害年金	2,976	127	360	21	3,483	14,139	17,622	
遺族年金	44,431	3,727	8,075	379	56,612	1,278	57,890	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	71.7	75.9	79.5	63.8	73.0	88.3	78.2
	通老・通退相当	8.8	1.6	1.5	20.8	7.4	1.9	5.5
障害年金	1.2	0.7	0.8	0.8	1.1	8.9	3.8	
遺族年金	18.3	21.7	18.2	14.7	18.4	0.8	12.4	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

これを全額支給停止されている年金を外した受給者ベースで見ると46兆5,346億円となる。受給者ベースの年金総額は、一部が支給されている年金については、

停止前の年金額を足し合わせたものである。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではない。以下では、特に断らない限り、年金総額は受給権者ベースのものとする。

年金種別の割合をみると、各制度とも老齢・退年相当が70～80%台を占める。ただし私学共済は66.2%と他制度に比べて小さく、代わりに通老・通退相当が19.8%と他制度に比べて大きくなっている。また、被用者年金にあつては、概ね、遺族年金が18～21%（私学共済のみ13.2%）、障害年金は2%未満であるのに対し、国民年金は遺族年金が1.5%と小さく、障害年金は9.3%となっている。

なお、この傾向は、受給者ベースでも特に変わりはない。

イ 推移

年金総額の推移をみると（図表2-3-11）、国共済で平成13年度、16年度に減少となったものの、総じて増加傾向が続いている。平成18年度は、厚生年金が1.0%増、国共済が0.1%増、地共済が0.7%増、私学共済が3.0%増であった。

また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の年金総額は、平成18年度で、対前年度4.9%増であった。

（老齢・退年相当）

老齢・退年相当についてみると、平成18年度の対前年度増減率は、厚生年金0.8%増、国共済0.6%減、地共済0.2%増、私学共済3.4%増、国民年金5.6%増となっており、国共済で緩やかな減少傾向が、他制度では増加傾向が続いている。

（遺族年金）

遺族年金の年金総額は平成18年度の対前年度増減率でみると、厚生年金2.7%増、国共済2.2%増、地共済2.7%増、私学共済3.9%増となっている。平成8年度以降でみると、被用者年金では、遺族年金が老齢・退年相当よりも総じて高い率で増加している。

（年金種別別構成割合）

受給権者の年金総額の年金種別別構成割合の推移をみると（図表2-3-12）、厚生年金、国共済、地共済については、総じて、老齢・退年相当の割合が減る一方で遺族年金の割合が増えているのに対し、私学共済と国民年金では老齢・退年相当の割合が増えている。

図表 2-3-11 年金種別別にみた年金総額の推移 - 受給権者ベース -

年度末	厚生年金						国共済						地共済					
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金		計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金		計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	
		老齢・退年相当	通老・通退相当					老齢・退年相当	通老・通退相当					老齢・退年相当	通老・通退相当			
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
7	183,438	134,094	16,411	3,899	29,033	16,845	13,979	183	183	2,490	40,053	33,686	654	534	5,180			
8	189,722	138,338	17,056	3,904	30,423	16,935	13,935	193	181	2,615	40,437	33,769	659	531	5,479			
9	197,655	144,158	17,835	3,910	31,752	17,013	13,888	200	180	2,736	41,059	34,088	662	528	5,780			
10	207,943	151,383	18,775	4,061	33,784	17,290	13,985	210	181	2,906	42,287	34,889	674	534	6,190			
11	216,023	156,716	19,580	4,064	35,663	17,331	13,880	217	180	3,045	42,901	35,165	675	536	6,526			
12	223,292	161,781	20,287	4,095	37,129	17,557	13,947	226	183	3,193	43,257	35,244	680	532	6,802			
13	228,204	164,588	20,898	4,130	38,587	17,534	13,803	234	184	3,305	43,789	35,463	702	535	7,089			
14	239,806	172,892	21,965	4,225	40,724	17,656	13,794	245	185	3,424	44,435	35,810	707	541	7,377			
15	246,729	178,098	22,536	4,223	41,872	17,690	13,732	258	186	3,507	44,892	36,031	708	546	7,607			
16	249,403	178,722	22,886	4,263	43,231	17,588	13,520	270	186	3,605	45,006	35,886	704	555	7,861			
17	253,435	181,326	23,071	4,297	44,740	17,621	13,433	282	187	3,712	45,471	36,052	705	566	8,149			
18	256,032	182,849	22,903	4,311	45,970	17,634	13,351	294	188	3,795	45,785	36,137	706	575	8,367			
対前年度増減率 (%)																		
8	3.4	3.2	3.9	0.1	4.8	0.5	△ 0.3	5.7	△ 0.9	5.0	1.0	0.2	0.8	△ 0.5	5.8			
9	4.2	4.2	4.6	0.1	4.4	0.5	△ 0.3	3.6	△ 0.6	4.6	1.5	0.9	0.5	△ 0.5	5.5			
10	5.2	5.0	5.3	2.3	6.4	1.6	0.7	4.8	0.5	6.2	3.0	2.3	1.8	1.2	7.1			
11	3.9	3.5	4.3	1.6	5.6	0.2	△ 0.7	3.3	△ 0.7	4.8	1.5	0.8	0.1	0.2	5.4			
12	3.4	3.2	3.6	0.8	4.1	1.3	0.5	4.1	1.7	4.8	0.8	0.2	0.7	△ 0.6	4.2			
13	2.2	1.7	3.0	0.8	3.9	△ 0.1	△ 1.0	3.6	0.7	3.5	1.2	0.6	3.3	0.5	4.2			
14	5.1	5.0	5.1	2.3	5.5	0.7	△ 0.1	4.7	0.8	3.6	1.5	1.0	0.8	1.1	4.1			
15	2.9	3.0	2.6	△ 0.0	2.8	0.2	△ 0.5	5.4	0.3	2.4	1.0	0.6	0.1	1.0	3.1			
16	1.0	0.4	1.6	1.0	3.2	△ 0.6	△ 1.5	4.7	0.1	2.8	0.3	△ 0.4	△ 0.6	1.7	3.3			
17	1.7	1.5	0.8	0.8	3.5	0.2	△ 0.6	4.5	0.5	3.0	1.0	0.5	0.2	1.9	3.7			
18	1.0	0.8	△ 0.7	0.3	2.7	0.1	△ 0.6	4.2	0.3	2.2	0.7	0.2	0.2	1.6	2.7			
私学共済																		
年度末	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金		国民年金											
		老齢・退年相当	通老・通退相当				計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円			億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	1,922	1,193	496	19	214	79,731	61,091	4,361	11,866	2,413								
8	2,043	1,286	511	20	227	86,324	67,546	4,281	12,097	2,399								
9	2,117	1,340	516	19	241	93,767	74,816	4,185	12,344	2,391								
10	2,232	1,423	531	20	258	102,532	83,123	4,151	12,821	2,437								
11	2,327	1,489	540	21	278	110,700	90,629	4,059	13,216	2,796								
12	2,432	1,569	548	21	294	118,360	98,136	3,945	13,505	2,775								
13	2,497	1,615	551	21	309	125,830	105,494	3,821	13,782	2,733								
14	2,587	1,685	555	22	324	133,598	113,159	3,692	14,064	2,683								
15	2,675	1,758	559	22	337	139,433	119,062	3,522	14,236	2,613								
16	2,729	1,796	560	23	351	145,923	125,497	3,368	14,507	2,551								
17	2,803	1,849	565	24	366	153,501	133,014	3,216	14,788	2,483								
18	2,888	1,911	573	24	380	161,000	140,499	3,054	15,045	2,401								
対前年度増減率 (%)																		
8	6.3	7.8	2.8	2.5	6.0	8.3	10.6	△ 1.8	1.9	△ 0.6								
9	3.6	4.2	1.0	△ 2.0	6.4	8.6	10.8	△ 2.2	2.0	△ 0.3								
10	5.4	6.2	2.9	4.0	6.8	9.3	11.1	△ 0.8	3.9	1.9								
11	4.3	4.7	1.7	2.2	7.6	8.0	9.0	△ 2.2	3.1	14.7								
12	4.5	5.4	1.6	2.8	5.8	6.9	8.3	△ 2.8	2.2	△ 0.8								
13	2.7	3.0	0.5	0.6	5.3	6.3	7.5	△ 3.1	2.1	△ 1.5								
14	3.6	4.3	0.8	1.9	4.8	6.2	7.3	△ 3.4	2.0	△ 1.8								
15	3.4	4.3	0.6	2.9	3.8	4.4	5.2	△ 4.6	1.2	△ 2.6								
16	2.0	2.2	0.2	3.0	4.2	4.7	5.4	△ 4.3	1.9	△ 2.4								
17	2.7	2.9	1.0	2.7	4.3	5.2	6.0	△ 4.5	1.9	△ 2.7								
18	3.0	3.4	1.4	1.5	3.9	4.9	5.6	△ 5.0	1.7	△ 3.3								

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前については旧国共済が含まれている。
 注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

図表 2-3-12 年金総額の年金種別別構成割合の推移 -受給権者ベース-

年度末	厚生年金					国共済					地共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.0	73.1	8.9	2.1	15.8	100.0	83.0	1.1	1.1	14.8	100.0	84.1	1.6	1.3	12.9
8	100.0	72.9	9.0	2.1	16.0	100.0	82.3	1.1	1.1	15.4	100.0	83.5	1.6	1.3	13.5
9	100.0	72.9	9.0	2.0	16.1	100.0	81.6	1.2	1.1	16.1	100.0	83.0	1.6	1.3	14.1
10	100.0	72.8	9.0	1.9	16.2	100.0	80.9	1.2	1.0	16.8	100.0	82.5	1.6	1.3	14.6
11	100.0	72.5	9.1	1.9	16.5	100.0	80.1	1.3	1.0	17.6	100.0	82.0	1.6	1.2	15.2
12	100.0	72.5	9.1	1.8	16.6	100.0	79.4	1.3	1.0	18.2	100.0	81.5	1.6	1.2	15.7
13	100.0	72.1	9.2	1.8	16.9	100.0	78.7	1.3	1.0	18.9	100.0	81.0	1.6	1.2	16.2
14	100.0	72.1	9.2	1.8	17.0	100.0	78.1	1.4	1.0	19.4	100.0	80.6	1.6	1.2	16.6
15	100.0	72.2	9.1	1.7	17.0	100.0	77.6	1.5	1.1	19.8	100.0	80.3	1.6	1.2	16.9
16	100.0	71.7	9.2	1.7	17.4	100.0	76.9	1.5	1.1	20.5	100.0	79.7	1.6	1.2	17.5
17	100.0	71.5	9.1	1.7	17.7	100.0	76.2	1.6	1.1	21.1	100.0	79.3	1.6	1.2	17.9
18	100.0	71.4	8.9	1.7	18.0	100.0	75.7	1.7	1.1	21.5	100.0	78.9	1.5	1.3	18.3
対前年度増減差															
8		△ 0.2	0.0	△ 0.1	0.2		△ 0.7	0.1	△ 0.0	0.7		△ 0.6	△ 0.0	△ 0.0	0.6
9		0.0	0.0	△ 0.1	0.0		△ 0.7	0.0	△ 0.0	0.6		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.5
10		△ 0.1	0.0	△ 0.1	0.2		△ 0.7	0.0	△ 0.0	0.7		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.6
11		△ 0.3	0.0	△ 0.0	0.3		△ 0.8	0.0	△ 0.0	0.8		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.6
12		△ 0.1	0.0	△ 0.0	0.1		△ 0.6	0.0	0.0	0.6		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.5
13		△ 0.3	0.1	△ 0.0	0.3		△ 0.7	0.0	0.0	0.7		△ 0.5	0.0	△ 0.0	0.5
14		△ 0.0	0.0	△ 0.0	0.1		△ 0.6	0.1	0.0	0.5		△ 0.4	△ 0.0	△ 0.0	0.4
15		0.1	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.0		△ 0.5	0.1	0.0	0.4		△ 0.3	△ 0.0	△ 0.0	0.3
16		△ 0.4	0.1	△ 0.0	0.4		△ 0.8	0.1	0.0	0.7		△ 0.5	△ 0.0	0.0	0.5
17		△ 0.2	△ 0.1	△ 0.0	0.3		△ 0.6	0.1	0.0	0.6		△ 0.5	△ 0.0	0.0	0.5
18		△ 0.1	△ 0.2	△ 0.0	0.3		△ 0.5	0.1	0.0	0.5		△ 0.4	△ 0.0	0.0	0.4
私学共済															
年度末	私学共済					国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金									
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金					
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当							
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%					
7	100.0	62.0	25.8	1.0	11.1	100.0	76.6	5.5	14.9	3.0					
8	100.0	62.9	25.0	1.0	11.1	100.0	78.2	5.0	14.0	2.8					
9	100.0	63.3	24.4	0.9	11.4	100.0	79.8	4.5	13.2	2.6					
10	100.0	63.7	23.8	0.9	11.6	100.0	81.1	4.0	12.5	2.4					
11	100.0	64.0	23.2	0.9	11.9	100.0	81.9	3.7	11.9	2.5					
12	100.0	64.5	22.5	0.9	12.1	100.0	82.9	3.3	11.4	2.3					
13	100.0	64.7	22.1	0.9	12.4	100.0	83.8	3.0	11.0	2.2					
14	100.0	65.2	21.5	0.8	12.5	100.0	84.7	2.8	10.5	2.0					
15	100.0	65.7	20.9	0.8	12.6	100.0	85.4	2.5	10.2	1.9					
16	100.0	65.8	20.5	0.8	12.9	100.0	86.0	2.3	9.9	1.7					
17	100.0	65.9	20.2	0.8	13.0	100.0	86.7	2.1	9.6	1.6					
18	100.0	66.2	19.8	0.8	13.2	100.0	87.3	1.9	9.3	1.5					
対前年度増減差															
8		0.9	△ 0.8	△ 0.0	△ 0.0		1.6	△ 0.5	△ 0.9	△ 0.2					
9		0.4	△ 0.6	△ 0.1	0.3		1.6	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.2					
10		0.4	△ 0.6	△ 0.0	0.2		1.2	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.2					
11		0.2	△ 0.6	△ 0.0	0.4		0.8	△ 0.4	△ 0.6	0.1					
12		0.5	△ 0.7	△ 0.0	0.1		1.0	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2					
13		0.2	△ 0.5	△ 0.0	0.3		0.9	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2					
14		0.5	△ 0.6	△ 0.0	0.1		0.9	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2					
15		0.5	△ 0.6	△ 0.0	0.0		0.7	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1					
16		0.1	△ 0.4	0.0	0.3		0.6	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1					
17		0.1	△ 0.3	0.0	0.2		0.7	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1					
18		0.2	△ 0.3	△ 0.0	0.1		0.6	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。

注2 国共済の「計」には、給付給付及び公務災害給付が含まれている。

(4) 老齢・退年相当の受給権者

老齢・退年相当について、受給権者の男女構成、平均年齢、平均年金月額などの状況をみる。平成18年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、厚生年金1,198万人、国民年金2,201万人（新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金受給権者数）、共済年金は国共済64万人、地共済161万人、私学共済9万人であった（図表2-3-13）。

老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金では私学共済が最も大きく39.2%、次いで地共済32.4%、厚生年金31.3%、国共済16.3%の順となっている。国民年金は57.2%である。

平均年齢は、各制度とも71～74歳程度である。私学共済が70.9歳で最も低く、国民年金が73.7歳で最も高くなっている。

なお、表中、「老齢基礎年金等受給権者数25,198千人」とあるのは、老齢・退職年金の受給権を有する65歳以上の者（ただし老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している65歳未満の者も含む。）の人数である。これは、老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の65歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

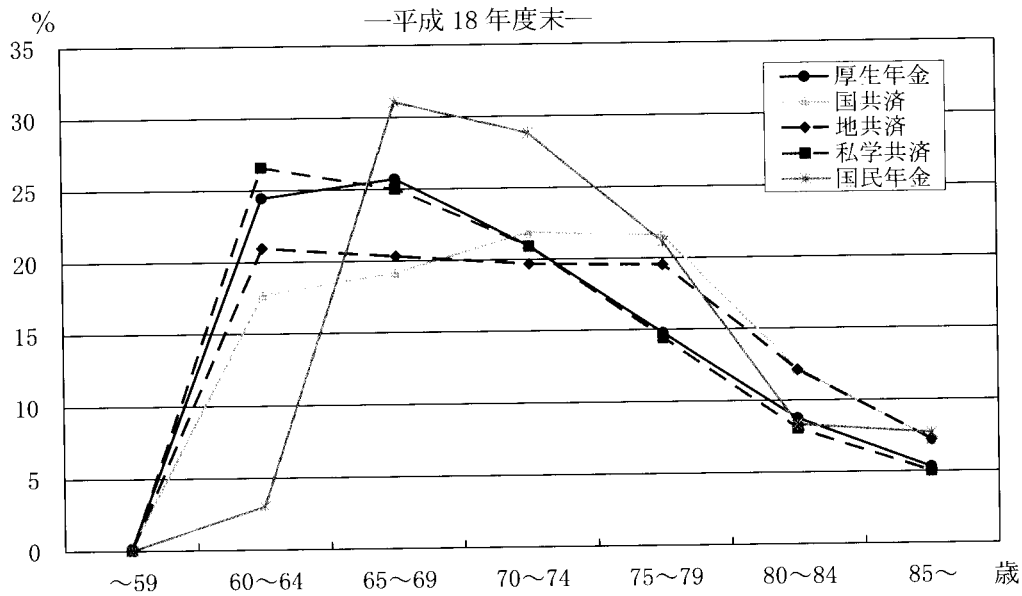
図表2-3-13 老齢・退年相当の受給権者数、平均年齢 —平成18年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者数 計	千人 11,984	千人 639	千人 1,610	千人 93.8	千人 22,007	千人 25,198
男性	8,232	535	1,089	57.0	9,410	老齢基礎 年金等受 給権者数
女性	3,752	104	521	36.7	12,597	
女性割合(%)	31.3	16.3	32.4	39.2	57.2	
平均年齢 計	歳 71.1	歳 73.2	歳 72.7	歳 70.9	歳 73.7	
男性	70.7	73.0	72.6	70.3	72.6	
女性	71.9	74.0	72.9	71.9	74.4	

注 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である

老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の年齢構成割合をみると（図表2-3-14）、国共済と地共済の分布は、厚生年金と私学共済に比べ、年齢の高い方にシフトしている。

図表 2-3-14 老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の年齢構成



また、老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の平均年齢の推移をみると（図表 2-3-15）、各制度とも年々上昇しており、特に女性の伸びが大きい。

図表 2-3-15 老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の平均年齢の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	歳	歳	歳	歳	歳
○男女計					
11	70.1	70.9	71.1	69.9	72.1
12	70.2	71.3	71.4	70.0	72.8
13	70.3	71.6	71.6	70.0	72.9
14	70.4	72.0	71.8	70.2	73.1
15	70.5	72.3	72.0	70.3	73.2
16	70.7	72.5	72.2	70.4	73.4
17	70.9	72.9	72.5	70.7	73.5
18	71.1	73.2	72.7	70.9	73.7
○男性					
11	70.0	70.8	71.2	69.4	71.2
12	70.0	71.2	71.5	69.5	71.5
13	70.1	71.6	71.6	69.5	71.7
14	70.2	71.9	71.8	69.6	71.8
15	70.3	72.1	72.0	69.6	72.0
16	70.4	72.4	72.2	69.8	72.3
17	70.6	72.8	72.4	70.1	72.4
18	70.7	73.0	72.6	70.3	72.6
○女性					
11	70.2	71.1	70.8	70.6	72.7
12	70.5	71.6	71.2	70.8	73.7
13	70.7	72.0	71.5	70.9	73.8
14	70.9	72.5	71.8	71.1	73.9
15	71.1	72.8	72.1	71.2	74.0
16	71.4	73.2	72.4	71.3	74.2
17	71.7	73.6	72.7	71.7	74.3
18	71.9	74.0	72.9	71.9	74.4

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。

(平均年金月額)

平均年金月額^注（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表2-3-16）、地共済が最も高く22.1万円、次いで国共済20.8万円、私学共済20.6万円、厚生年金16.3万円（厚生年金基金代行分も含む）の順となっている。

注 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照のこと。

平均年金月額の比較に際しては、

- ①共済年金は、厚生年金に比べて、報酬比例部分に係る給付乗率が、いわゆる「職域部分に相当する分」高くなっていること
 - ②平均加入期間が長いと平均年金月額が高くなること
 - ③女性は男性に比べ平均年金月額が低いため、女性の受給権者数の割合が大きいと男女計でみた平均年金月額が低くなること
- 等に留意する必要がある。

図表2-3-16 老齢・退年相当の平均年金月額 —平成18年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202	
男性	188,074	213,634	233,223	228,877	58,490	
女性	107,257	178,949	195,075	171,785	49,252	
女(男=100)	57.0	83.8	83.6	75.1	84.2	
平均加入期間	月	月	月	月	月	
計	382	421	416	381	329	
男性	423	425	431	392	369	
女性	292	403	385	361	299	
繰上・繰下等除く平均年金月額 ^{注1} (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	167,976	221,013	228,570	214,643	57,843	5.8万円

注1 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。

○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。

○ただし、国民年金については、減額支給されたものを除いた平均年金月額である。

注2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者
- ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者（65歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、平成13年度から定額部分の支給開始年齢の順次引上げ（報酬比例部分は従来どおり60歳支給開始）が始まっている。）

を除くと、地共済22.9万円、国共済22.1万円、私学共済21.5万円、厚生年金16.8万円（厚生年金基金代行分も含む）となる。

新法老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げを除いたものが平均5.8万円となる。なお、繰上げ・繰下げ支給を選択した老齢基礎年金受給権者に係る分も含め、さらに旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分も含めると5.3万円（表中「53,202円」）である。

（女性の平均年金月額 —男女間の差が小さい国共済、地共済—）

女性の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表2-3-16）、厚生年金は10.7万円であり男性（18.8万円）の57.0%とほぼ6割弱の水準であるのに対し、国共済は17.9万円であり男性（21.4万円）の83.8%の水準、地共済は19.5万円であり男性（23.3万円）の83.6%の水準と、男女間の差が小さい。これは、国共済や地共済では、加入期間や1人当たり標準報酬月額 of 男女間の差が小さいためと考えられる。

(本来支給、特別支給の平均年金月額)

老齢・退年相当の平均年金月額について、更に詳細な状況を見る。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生（退職共済）年金が支給されている。平成6年の制度改正により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられたが、平成13年度以降、その対象者が年金を受給し始めている（用語解説の図3を参照）。こうした状況を見たのが図表2-3-17である。

今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）は、平成18年度末で厚生年金17.2万円、国共済22.0万円、地共済22.8万円、私学共済22.7万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

65歳未満までの新法特別支給分についてみると、62～64歳では、厚生年金が16.0～16.3万円、国共済が20.3～21.0万円、地共済が21.1～21.7万円、私学共済が18.4～19.8万円となっており、本来支給分（老齢基礎年金分を含む）より若干低い水準である。

一方、60歳～61歳については、他の年齢に比べ平均年金月額が低くなっている。これは、平成13年度から定額部分の支給開始年齢が順次引き上げられており、平成18年度中に60歳に到達する者及び61歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）、すなわち18年度末に60歳、61歳であるこれらの者について、定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることによる。特に平成18年度には、厚生年金の女性の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられており（厚生年金の男性や共済年金の男性・女性に比べ5年遅れの引上げスケジュール）、その状況が図表2-3-17にあらわれている。

なお、これらの者については、定額部分の支給開始年齢（ともに63歳。ただし、18年度末に60歳の厚生年金の女性は61歳。）に到達した後は定額部分も含めた年金が支給されることとなる。

（参考：平成18年度末に62歳、63歳、64歳の者（厚生年金は男性のみ）の定額部分の支給開始年齢は、それぞれ62歳、62歳、61歳であり、既に定額部分も含めた年金が支給されている。）

図表 2-3-17 老齢・退年相当の平均年金月額（詳細版） -平成18年度末-

(単位:円)

男女合計		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		127,147 〔162,772〕	174,100 〔207,965〕	187,034 〔220,875〕	169,826 〔206,467〕
新 法 部 分	60歳未満	163,683	100,903	134,523	
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	85,949 〔…〕	122,324 〔122,518〕	143,198 〔143,249〕	118,585 〔118,680〕
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	106,271 〔…〕	127,351 〔127,882〕	147,424 〔147,732〕	121,345 〔121,422〕
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	159,558 〔…〕	203,438 〔203,659〕	210,705 〔210,826〕	184,070 〔184,121〕
	63歳 〔基礎年金分を含む〕	162,983 〔…〕	209,867 〔210,043〕	216,446 〔216,562〕	196,679 〔196,737〕
	64歳 〔基礎年金分を含む〕	163,085 〔…〕	210,238 〔210,281〕	216,295 〔216,308〕	198,305 〔198,316〕
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	112,670 〔171,628〕	156,783 〔220,405〕	163,880 〔227,800〕	160,518 〔226,792〕
	旧法部分	163,674	201,459 165,279	229,869 157,113	177,489 143,964

男性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		150,179 〔188,074〕	178,793 〔213,634〕	196,189 〔233,223〕	189,928 〔228,877〕
新 法 部 分	60歳未満	176,866	105,681	159,759	
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	102,502 〔…〕	124,806 〔125,009〕	153,292 〔153,326〕	130,811 〔130,896〕
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	108,553 〔…〕	130,499 〔131,069〕	157,226 〔157,550〕	133,024 〔133,092〕
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	183,217 〔…〕	210,159 〔210,380〕	224,826 〔224,955〕	200,161 〔200,205〕
	63歳 〔基礎年金分を含む〕	188,030 〔…〕	217,190 〔217,368〕	231,724 〔231,847〕	217,299 〔217,365〕
	64歳 〔基礎年金分を含む〕	188,602 〔…〕	216,746 〔216,785〕	231,481 〔231,494〕	219,625 〔219,641〕
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	134,959 〔198,173〕	161,082 〔225,010〕	173,568 〔238,621〕	190,541 〔249,406〕
	旧法部分	205,113	209,035 167,883	246,022 186,526	209,199 156,090

女性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		76,611 〔107,257〕	150,075 〔178,949〕	167,907 〔195,075〕	138,597 〔171,785〕
新 法 部 分	60歳未満	68,352	79,003	103,672	
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	43,490 〔…〕	105,758 〔105,893〕	122,854 〔122,936〕	95,118 〔95,233〕
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	100,445 〔…〕	110,805 〔111,124〕	127,716 〔127,994〕	99,196 〔99,290〕
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	98,509 〔…〕	165,464 〔165,681〕	181,319 〔181,424〕	151,659 〔151,701〕
	63歳 〔基礎年金分を含む〕	97,131 〔…〕	169,884 〔170,048〕	185,031 〔185,132〕	157,240 〔157,282〕
	64歳 〔基礎年金分を含む〕	95,647 〔…〕	173,621 〔173,678〕	184,349 〔184,362〕	157,941 〔157,941〕
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	59,970 〔113,595〕	132,632 〔194,347〕	137,720 〔198,883〕	133,836 〔188,634〕
	旧法部分	109,430	173,091 101,588	208,604 123,951	161,947 135,286

注1 〔 〕内は基礎年金額の推計値を加算した平均年金月額である。なお、60～64歳については、定額部分の支給開始年齢引上げに伴い、老齢基礎年金の一部繰上げをしている者がいる。

注2 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。

注3 共済の「旧法部分」は、

上段が、旧法適用かつ通年方式で算定されている者

下段が、旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者についての数値である。

図表 2-3-18 平均年金月額推移 — 老齢・退年相当 —

○老齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
					新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	円	円	円	円	円
7	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
8	171,793	216,147	232,008	218,014	45,851
9	172,168	215,781	231,810	217,599	46,982
10	174,906	219,176	234,638	220,922	48,828
11	176,161	220,062	235,604	221,772	50,047
12	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
13	172,795	217,058	232,333	216,495	51,622
14	171,892	216,062	230,953	215,017	52,233
15	169,658	213,447	227,775	212,121	52,261
16	165,446	209,288	223,064	207,096	52,514
17	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
18	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202
対前年度増減率(%)					
8	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	2.7
9	0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	2.5
10	1.6	1.6	1.2	1.5	3.9
11	0.7	0.4	0.4	0.4	2.5
12	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	1.7
13	△ 1.7	△ 1.2	△ 1.1	△ 2.2	1.4
14	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.7	1.2
15	△ 1.3	△ 1.2	△ 1.4	△ 1.3	0.1
16	△ 2.5	△ 1.9	△ 2.1	△ 2.4	0.5
17	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2	0.9
18	△ 1.4	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.5	0.5

注 厚生年金の平成8年度以前は、旧三共済分は含むが、旧三共済に係る基礎年金額は含まない。また、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
7	155,814	206,265	221,687	202,671
8	153,534	203,724	218,158	199,788
9	153,578	200,846	214,859	196,547
10	153,523	201,242	215,515	196,978
11	152,207	199,261	213,615	195,315
12	149,564	196,201	210,629	192,790
13	144,584	191,367	206,105	186,302
14	142,017	188,413	202,839	183,529
15	138,832	184,669	198,664	180,122
16	133,374	179,067	192,706	174,090
17	131,132	176,827	190,441	172,474
18	127,147	174,100	187,034	169,826
対前年度増減率(%)				
8	△ 1.5	△ 1.2	△ 1.6	△ 1.4
9	0.0	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.6
10	△ 0.0	0.2	0.3	0.2
11	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.8
12	△ 1.7	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.3
13	△ 3.3	△ 2.5	△ 2.1	△ 3.4
14	△ 1.8	△ 1.5	△ 1.6	△ 1.5
15	△ 2.2	△ 2.0	△ 2.1	△ 1.9
16	△ 3.9	△ 3.0	△ 3.0	△ 3.3
17	△ 1.7	△ 1.3	△ 1.2	△ 0.9
18	△ 3.0	△ 1.5	△ 1.8	△ 1.5

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均年金月額の推移)

老齢基礎年金分を含む平均年金月額の推移をみると（図表 2-3-18）、被用者年金では、平成 18 年度の対前年度増減率が、厚生年金 1.4%減、国共済 0.5%減、地共済 0.8%減、私学共済 0.5%減となり、厚生年金、国共済、地共済で 7 年連続の減少となったほか、17 年度に増加していた私学共済も 1 年ぶりに減少傾向に戻った。平成 18 年度は、年金の物価スライドが 0.3%の引下げであったことなどが背景にある。また、厚生年金は他制度に比べ減少幅が大きくなっているが、これは、平成 18 年度に厚生年金の女性の定額部分の支給開始年齢が 61 歳に引き上げられ^注、新たに 60 歳の女性の年金も報酬比例部分のみの年金となっていることが影響していると考えられる。

一方、国民年金の平均年金月額（新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平均）は増加を続けており、平成 18 年度は対前年度 0.5%の増加で、53,202 円となった。

老齢基礎年金分を含まない平均年金月額でみると、被用者年金では平成 8 年度以降、平成 10 年度を除き、総じて減少を続けている。

注 共済年金の女性については、既に男性と一緒に定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、厚生年金の女性のみ、引上げスケジュールが 5 年遅れとなっている。

(平均加入期間 ー各制度とも伸長、特に国民年金で大きな伸びー)

次に、平均年金月額の動向に影響を与える平均加入期間の動向をみる（図表 2-3-19）。

平均加入期間は各制度とも年々伸長してきているが、特に国民年金は平成 7 年度以降でみて、平成 7 年度の 241 ヶ月から平成 18 年度の 329 ヶ月まで、年 7～10 ヶ月の増加となっている。

この間、被用者年金は、伸びの大きい厚生年金、私学共済でも、年 2～4 ヶ月程度の伸びである。なお、国共済と地共済の加入期間の伸びは、厚生年金などに比べて小さい。

図表 2-3-19 平均加入期間の推移 — 老齢・退年相当 —

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	月
平成	月	月	月	月		月
7	347	410	405	353		241
8	350	410	405	355		251
9	354	411	407	357		260
10	357	412	408	360		268
11	360	414	408	362		276
12	364	413	410	366		284
13	367	416	410	368		292
14	371	417	411	371		300
15	374	418	413	374		307
16	377	419	414	376		314
17	380	420	415	378		322
18	382	421	416	381		329
対前年度増減差						
8	3	0	0	2		10
9	4	1	2	2		9
10	3	1	1	3		8
11	3	2	0	2		8
12	4	△1	2	4		8
13	3	3	0	2		8
14	4	1	1	3		8
15	3	1	2	3		7
16	3	1	1	2		7
17	3	1	1	2		8
18	2	1	1	3		7

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均年金月額の減少要因)

被用者年金の平均年金月額は、平均加入期間が伸長するものの、最近では減少傾向を示していることになるが、その要因として次のことが考えられる。

①給付乗率

- 給付乗率の小さい年金が年々加わってくる

※給付乗率は、昭和2年4月1日以前生まれの1000分の7.308から昭和21年4月2日以後生まれの者の1000分の5.481まで、生年月日に応じて徐々に小さくなるように定められている。

②物価スライド

- 平成15、16、18年度の減少については、年金の物価スライドがそれぞれ0.9%、0.3%、0.3%の引下げであったこと
- 平成8、9、12～14、17年度については、物価スライドによる年金改定がなく、平均年金月額の増加要因とならなかったこと

③定額部分の支給開始年齢の引上げ

- ・平成13年度の減少については、13年度中に60歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられており、13年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること

※平成14、15年度については、当該年度中に60歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）の定額部分の支給開始年齢がそれぞれ61歳、62歳となっているが、年度末に60歳の者（厚生年金は男性のみ）について定額部分のない年金になっているという状況は13年度と同じであり、平均年金月額減少要因となっていない。

- ・平成16年度の減少については、16年度中に61歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が62歳に引き上げられており、16年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること（14、15年度の状況とは異なり、61歳の者（厚生年金は男性のみ）についても新たに定額部分のない年金になった。）

※平成17年度及び共済年金各制度の18年度については、年度末に60歳、61歳の者（厚生年金は男性のみ）について定額部分のない年金になっているという状況は16年度と同じであり、平均年金月額減少要因となっていない。

- ・厚生年金の平成18年度の減少については、18年度中に60歳に到達する女性から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられており、18年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること

4 財政指標の現状及び推移

ここまで財政収支上の各項目について現状と推移をみてきたが、財政状況をよりの確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬総額の動きと併せてみる必要があるであろう。

年金数理部会では、従来より、制度の成熟度を表す年金扶養比率、総合費用率、独自給付費用率、収支状況を表す収支比率、積立状況を表す積立比率の5つの財政指標を作成し、財政状況把握の一助としているところである。また、平成14年度から、年金扶養比率を補完する指標として、年金種別費用率を作成している。

(1) 財政指標の定義及び意味

○年金扶養比率

年金扶養比率は、「被保険者数」の「老齢・退年相当の老齢・退職年金受給権者数」に対する比であり、1人の老齢・退年相当の受給権者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

年金扶養比率が高いということは、1人の老齢・退年相当の受給権者を支える被保険者数が多いことを意味する。

一般に、年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の扱いを受ける受給権者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つに連れ、加入期間の長い受給権者が相対的に増えてくる（溜まってくる）からである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。

また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあつては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

○総合費用率

総合費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出—国庫・公経済負担」を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出—国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費、基礎年金拠出金などの支出項目の合計から、給付費の一部に充てられる基礎年金交付金、追加費用などの収入項目を控除して得られる額である^注。「実質的な支出—国庫・公経済負担」は、保険料・積立金・運用収入で賄う必要のある支出額、言い換えると、制度が自前で財源を用意しなくてはならない支出額である。

注 具体的な算式は用語解説「実質的な支出」の項を参照のこと。

総合費用率は、自前で財源を用意しなければならない費用の水準を標準報酬総額に対する比で捉えたもので、年金財政を把握する上で基本的なものである。

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬総額に、受給権者数を「実質的な支出—国庫・公経済負担」に置き換えたものとみれば、制度の成熟状況を金額ベースで表したものと言える（ただし年金扶養比率とは逆に、制度の成熟と共に上昇する。）。

さらに総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保険料率ということもある。総合費用率と保険料率を比較すると、一般に、総合費用率が保険料率より低い場合には、保険料で当年度の費用を賄っていることを示している。一方、高い場合には、保険料を全て充てても不足する分について運用収入を充て、さらに不足する分がある場合には、積立金の取崩し等、他の方法も用いて賄っていることを示している。

なお、平成15年度より、保険料の賦課が「標準報酬月額ベース」から「総報酬ベース」に変更されている。このため、本稿では、特に断らない限り、平成14年度までは「標準報酬月額ベース」、平成15年度以降は「総報酬ベース」とした（独自給付費用率、基礎年金費用率、年金種別費用率も同様）。また、自営業者等を対象とする国民年金については、報酬概念がないことから総合費用率は作成されない。

○独自給付費用率、基礎年金費用率

総合費用率の計算式における分子「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、基礎年金以外に関する支出（以下、独自給付に関する支出という）と基礎年金に関する支出に分けて考えてみる。

$$\text{独自給付に関する支出} = \text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} \\ - \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）} \text{注}$$

$$\text{基礎年金に関する支出} = \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）} \text{注}$$

注 基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）としているのは、国庫・公経済負担の中に基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担分が含まれているからである。

これらを、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標を、それぞれ独自給付費用率、基礎年金費用率という。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} \left(\begin{array}{l} \text{国庫・公経済} \\ \text{負担分除く} \end{array} \right)}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

これらは、自前で用意しなければならない費用のうち、独自給付にかかる費用、基礎年金にかかる費用を、標準報酬総額に対する比で捉えたものである。

なお、定義より

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費用率} + \text{基礎年金費用率}$$

が成り立つ。

○収支比率

収支比率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」を「保険料収入＋運用収入」に対する百分比で捉えた指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}} \times 100$$

収支比率が100%以下なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄っているが、100%を超えると、積立金の取崩し等、他の方法が必要な状況にある。

○積立比率

積立比率は、積立金が、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標であり、前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する比である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}$$

なお、積立比率に似た概念として、積立度合がある。積立度合は、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（＝実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを表す指標であり、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す積立比率とは異なる。

$$\begin{aligned} \text{積立度合} &= \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} + \text{追加費用}} \\ &= \frac{\text{(積立比率の分子)}}{\text{(積立比率の分母)} + \text{国庫・公経済負担} + \text{追加費用}} \end{aligned}$$

積立比率は、積立金の水準を負担面から見る指標であるのに対し、積立度合は、積立金の水準を給付面から見る指標であると言える。本稿では、財政状況をみるという観点から、「法律によって手当てされることが定められている国庫・公経済負担や追加費用の影響を除き、その制度が自前で財源を調達している費用と比べて、どの程度積立金をもっているか」を示す積立比率で分析を行っている。